

我國經濟の自立を日途として國際通商主義を中心とする産業行政推進のため

昭和二十四年五月十七日印刷

昭和二十四年五月十八日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(第一部)

第五回 參議院內閣委員會會議錄第十二号

(三三〇)

昭和二十四年五月十六日(月曜日)
午前十一時三十分開会

○大藏省設置法案(内閣送付)

○大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員會を開会いたします。議題は大藏省設置法案、大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案、この二件であります。先ず大藏大臣より兩案について御案提出の理由の御説明を願います。

○國務大臣(池田勇人君) 只今議題となりました大藏省設置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

来る六月一日から國家行政組織法が施行されるに伴いまして、從來大藏省官制を始め多くの單行法令によつて規定されております大藏省の組織に関する諸法令を、國家行政組織法に適合した一本の法律に整備統合いたし、又内閣の方針に従ひましてこの際大藏省の機構を整理縮小いたしますとともに、去る五月四日連合國軍最高司令官より日本政府宛に発せられました「日本政府の國稅行政の改組に関する件」により徵稅機構について相當思い切つた改革を行う必要がありまゝので、この法律案を提出した次第でございます。

本法案の内容の概要は、先ず大藏省の機構の整理、縮小等について申し上げますと、本省機構は從來官房及び七局

でありましたものを、官房及び五局に整理いたしました。即ち給與局を廢止し、その事務を主計局に吸収するとともに、從來の理財局、國有財産局及び管理局の三局の事務を理財局及び管財局の二局に調整所掌せしめるといたした結果二局を減少いたしました。

局内の部等につきましては、從來の主計局の第一部及び第三部、主税局の監理部、理財局の外資部、管理局の財務部の六つを削減いたしました。向、近來財務行政に関する涉外事務が極めて複雑多岐に亘り、特に今回新設される米國對日援助見返資金の管理に関する事務は極めて重要でありますので、この際本省に財務官一人を設置して涉外事務の總轄に當らせるといたしたのであります。

又外局は、從來の專賣局が六月一日から日本專賣公社となり外、會計士管理委員會及び同事務局を廢止いたしました。その事務を理財局に吸収させることとした結果、二部局を減少することとなりました。又証券取引委員會は、事務局の部制を廢止して、大長一名とし、造幣局及び印刷局は國家行政組織法の建前から、それぞれ廢止改めることとしたしましたが、廳内の部については縮減を行なつております。

次に、徵稅機構につきましては、冒頭に申し上げました連合國軍最高司令官の覺書に基づきまして、先ず中央においては、新たに外局として國稅廳を設置し、現在の主税局から稅關行政に関する事務並びに租稅制度の調査、企画

及び立案に関する事務を除いた、主として内國稅の賦課徵收に関する事務をこれに所掌せしめるとし、地方においては、國稅廳の地方支分部局として新たに國稅局を設置し、現在東京以上十一の財務局から、同じく内國稅の賦課徵收に関する事務を分離してこれに所掌せしめるとともに、残りの理財部及び國有財産部系統の事務は新たに財務部を東京以下八ヶ所に設けてこれに所掌せしめるといたしたのであります。

從いまして、今後徵稅事務は國稅廳、國稅局及び稅務署と完全に獨立した機關によつて運営せられ、その他の事務は本省及び財務部によつて運営せられることと相成つたのであります。

以上が今回の機構改革の概要であります。以上が今回の機構改革の概要であります。以上が今回の機構改革の概要であります。

次に、大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案について、その提出の理由を御説明申し上げます。御承知のように、國家行政組織法及び各省設置法の施行に伴ひまして、從來の總理廳、法務廳等は府と改め、外局は委員會及び廳とし、從來のいわゆる委員會は外局たる委員會と区分するため、その名稱を調査會、審議會等に改めることとせられたのであります。大藏省といたしましては、さきに設置法、造幣局と印刷局とが廳となり、專

賣局を日本專賣公社の設立と同時に廢止し、從來外局であつた會計士管理委員會を廢止して、その所掌事務を理財局に移すこととしたのであります。

從いまして、この法律案の内容につきましては、主として名稱の変更等に伴う字句の修正が大部分であります。特に御説明申し上げる程のこととなく存するのであります。また公認會計士法の改正につきましても、若干實質的な改正を加えてありますので、その要点を申し上げます。

○委員長(河井彌八君) 御質疑がなければ、この際……

○力三郎君 御提案になりました法律案の相當の部分に亘つて、又改正が出ておるようであります。この改正に伴う点を一つ御説明願ひたいと思ひます。

御説明申上げた次第でございます。向、國稅行政機構の改正に関する連合國軍最高司令官からの覺書に基き、大藏省の設置法案の修正を要するものがありますことは、先程御説明申上げた通りであります。これに伴ひまして、從來の財務局から國稅局を獨立せしめ、財務局を財務部とする等のため、やはり關係法令の整理を要するものがありますので、事務手續等の終了次第、本法律案についても修正をお願いすることになつておるのであります。

何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○國務大臣(池田勇人君) 提案いたしました際は、大藏省の機構は大体從來通りのつもりで提案いたしましたのでございませうが、去る五月四日に、先程申し上げましたように、連合國軍最高司令官から、國稅行政に關しまして、從來の主税局、財務局、稅務署、こゝろや方々でなしに、稅の賦課徵收の實際面は國稅廳を大藏省の外局として設け、そうして從來の十一ヶ所の財務局の中から、國稅に關する事務を別に國稅局として設け、そうして國稅廳、國稅局、稅務署、この一本で行くべきだ。

こういう指令が出ましたために、相当廣い範圍でこの設置法案の修正を願うことに相成つたわけでありました。それで先程申し上げましたように、地方の財務局の中で、國稅事務の分は國稅局に移し、その他の分は財務部として規模を縮小いたしまして残ることに相成つたわけでありました。

○三好 議事進行について……本日の審議は設置法に限定せられるのですか、それとも定員法も関連して、質疑してよろしいのですか、特に大蔵省は定員法に伴う全般的な問題も関連するわけでありましたから、そういう点についての質疑は差支えないかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長(河井 八郎) 大体設置法だけにお願ひしたいと思います。時間もありませんから……併し尙定員法ももとより審議を願わなければなりませんし、もう一步進めまして、大蔵省のみならず、全行政機構の改革に従つての全体の経費の節減等に関して詳細な説明を求めなければならぬと、かように考へておりますから、便宜上、時間もありませんから、今日は機構の改正の点について審議をそれに限りたい。かように考へております。如何でございませうか。

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

省に共通の問題であり、その性質から申しまして、これは大蔵省の主計局が主管するよりは、むしろ予算廳というふうなものでして、總理廳乃至總理廳と同格のもの若しくは内閣直屬の機關にするのが私は適當だと思ひますが、これは歴史的な理由もありまして、大蔵省の中に入つておるのであります。

要するにイギリスの方のあの行政機構を見まして、大蔵省の事務を主管しておつたものが總理大臣になつたというふうないきさつもあるもので、こういうような事情から申しまして、又アメリカでは、予算問題は大統領直屬機關として置かれておる。政策の根本を決定する予算でありますからして、これを將來内閣直屬機關とする御意思があるかどうか、その点を先ずお伺ひしたい。

○國務大臣(池田 勇人) お尋ねの点は、十數年前から議論のあるところでございます。私の私見を以ていたしましては、この予算の編成には、どうしても、附きものが歳入の点でございまして、歳入、歳出は一つの日で見れば、最も効果的だと考へております。又歳入歳出の問題は、一般金融との連絡が非常に密接でありますので、私としては、やはり大蔵省に置いた方が適當だと考へております。外國の例をお引きになつたのであります。アメリカにおきましては、予算は大統領直屬になつておりますが、イギリスにおきましては、やはり大蔵大臣の方で編成することに相成つております。

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

らんことは仰せの通りだと思ひます。併し先程申し上げましたように、予算そのものが各省に亘る性質を以ておるのであり、一切の政策の根本をなすものであり、従つて総合的な観点から予算というものを編成しなければならぬといふことは、これは御承知の通りだと思ひます。そういう観点から申しますと、將來乃至は近い將來に、行政機構を根本的に改革する用意があるといふことを總理大臣が申されておるのであります。その際、この予算を切離しまして、内閣の方に移されるという御意見は大蔵省内には全然ないでございませうか。

○國務大臣(池田 勇人) 私の考へでは、根本的行政改革がありまして、行政機構の改革がありまして、やはり大蔵省へ留めて置くことが適當であると考えております。尙大蔵大臣は御承知の通り、一つの大蔵省の行政大臣としての立場と、國庫大臣としての立場を持つております。予算の査定等におきましては、國庫大臣という立場から審議いたしておるのであります。實際問題といたしまして、これは内閣直屬にいたしましたも、歳入とか金融等の関係もございまして、又今の審議は閣議で決定いたしておるのでございまして、私はこれを内閣へ持つて行くことは「改善にあらず」という考へを持つております。

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

るようであります。そうすると從來の財務局が全然なくなりまして、そうして財務部というものになつたのであります。

○國務大臣(池田 勇人) 先税御説明申上げましたように、大蔵省の地方部局としては、お話の通りに財務局は全國に十一ヶ所ございまして、而してこれが所掌事務の内容は、大部分が國稅の補充徴収であつて、その他の部分が國有財産の管理処分或いは主計局の出入りとしたしまして、予算執行についての事務、或いは又銀行局、理財局の出入り事務に携わつておつたのであります。

併し國稅事務の重要さが増して來るに伴ひまして、御承知の通り五月四日にGHQから國稅事務を一本に執行するような方法で行けという指令が参りました。従ひまして本省におきましては國稅局を設け、地方の財務局からは國稅事務を離しまして國稅局とし、そして財務局に直結するという方式を取つたのであります。従ひまして從來の財務局は、國稅事務が國稅局として外官廳となる關係上、残りの主計、理財、銀行、國有財産、こういう事務につきましては財務部として残すことになつたのであります。併し仕事が減つて参りましたので、從來財務部の仕事をやつておつたのは國稅と同様に全國十一ヶ所ございまして、これを縮小いたしました。例へば九州では福岡、熊本、とありましたのを、福岡だけにする。或いは東京におきましては、東京、神奈川、千葉、山梨、そして又別に埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟とありまして、関東信越財務局、東京財務局と二つありましたのを、東京

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

財務部といたしまして、以上の関東並びに信越を一つの所で行います。又金沢の財務局におきまして残つた福井、富山、石川の三縣を統轄いたします。財務の仕事は、他の財務部に統合する、こういうふうな方法を取つたのであります。

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

○委員長(河井 八郎) 御異議ないと思ひます。

ね。政策の根本をなす問題であり、而も単に大蔵省一個の問題でなくて、各

きるようにすることが望ましいのであり、又金融との関連も考えなければなら

地方出光機関として、従来財務局がありましたが、これが財務部に変更され

海とありまして、関東信越財務局、東京財務局と二つありましたのを、東京

○國務大臣(池田勇人君) 先程御説明申上げましたように、従来の財務局が

ありました所に國稅局ですつと残しま

す。併し國稅事務を除きました財務部

の仕事は非常に少くなるものでござい

ますから、従来の十一を充てて置く必

要はない、こういう考の下に金沢と関

東信越、熊本を整理することにしたし

たのであります。九州におきまして福

岡に統合しては不便ではないかという

御意見のようであります、やはり仕

事が縮小すれば、それだけ税務も減ら

すのが至当でないか、こういう考の下

に熊本は外の金沢、関東信越と同様

になくすることにいたしましたのであり

す。而してそれならば昔から熊本に税

務監督局があり或いは財務局があつた

んだから、財務部の仕事も熊本に持つ

て行つたらどうか、熊本に置いたらど

ても福岡に持つて行かなければならな

かつたのだという根拠がありましたな

らば、お聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 二つあるの

を一つにするという前提の下に、どつ

ちを持つて行つた方がいいかということ

になりますと、まあ福岡の方がいいの

でないか、この程度でございします。

○中川幸平君 徴税と財務の方と仕事

が別のものでありますけれども、やは

り大蔵省関係の役所に違ひがないのだ

から、同じ建物の中で國稅局と財務部

とあつても差支ないと思ひます、さよ

うな関係から、必ずしも財務部の仕事

が少くなつたから数を減す必要がない

ように思ふ。従来の財務局の所在地に

國稅局と財務部とを併置しても差支な

いような考がないところでない、非常

に利便でないか。今鈴木さんの言われ

るように、従来熊本にもあつたもの

を、それを福岡へ財務部だけを持つて

行つたというように、却つて繁

雑であり、非常に地方民が迷うような

やり方になりやせんかという感じをす

るのであります。従来の財務局のあつ

た所に國稅局と財務部と併置した方が

非常に迷わないでいいのでないか。出

先機關の事務所にしましたところが、

やはり幾分か財務部の仕事も無難手傳

わなければならぬというように感じも

いたします。さうな点からいいたしま

すと、これは熊本へ行かなければなら

ん、これは福岡へ行かなければなら

というように、迷うようなお考でない

らんというように非常に迷うようなや

り方に思ひますが、その点一つお答を

お願ひいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 御説明尤も

の点があるのでございしますが、何分

も官廳の数をできるだけ少くしようと

いう政府の方針に従ひまして、統合で

きる所は統合するという考の下に、本

案のようになしたものであります。

○國務大臣(池田勇人君) 仕事の分置

から申しますと、福岡縣という縣は

非常に仕事が多いのであります。私も

十四五年前に熊本財務局の直税部長

をいたしておりましたが、税金にいた

しまして、九州全体の税金の約五割

を福岡縣一縣で納めます。さういたし

ますと、地理的ということになる

と、あそこは中心のようでありする

が、大分から熊本に行くのが便利じや

ないかと申しますが、やはり福岡の方

が便利じやないかと考えます。佐賀、

長崎も同様であります、私は仕事の

分量から言つたら福岡にある方が実質

的にはよいじやないかと考えておりま

す。

○國務大臣 只今のお説によりま

す、私共はまだ納得できないのであり

ますが、例へば交通の点を御指摘され

ましたが、これは主観的な見方で、科

学的に検討を加えて交通量とか、乃至

は果してどちらが利便であるかという

ことについて、いろいろと見方があり

ましようが、福岡の方が九州の中心

で、交通的に利便だという説明は、ど

れましたけれども、地理を見ますれば

はつきりするように、福岡は九州の北

の端であります。南には鹿児島があり

ます。宮崎がありますし、大分がありま

すし、熊本があります。北には福岡、

佐賀と長崎があります。九州の中心は

交通の關係から見れば、明らかに熊本

にあることは間違いないのです。ただ

先程のお話のように、例へば福岡縣が

相当事務が多いというやうなことで、或

いはその他のいわゆる九州のセンター

が福岡に移行しつつあるというやうな

情勢があることは間違いないのであり

ますが、従つて九州の経済的な、政治

的な、或いはいろいろないわゆるセン

ターが熊本から福岡の方に移行しつ

つある。さういふ關係からして、曾てあ

いてお尋ねしたいのであります
が、先ず第一に、給與局を廃止して、その事務を主計局に吸収することにしようというのでありますが、給與の問題は政府職員に取つて最も大きな問題であり、これを所掌する機関というものは相当大きな規模でなければならぬと思ふのでありますが、これを主計局に吸収されたことはどういふ理由によるのかというのを、先ず第一にお尋ねしたいと思ふます。

○國務大臣(池田勇人君) 御説の通り、給與の問題は非常に重要な問題でございますので、別に給與実施本部というものができまして、仕事はその方へ移ることになるのでございします。

○堀眞尋君 そうしますと、給與の問題は実施本部が主として當る、從來の給與局をやつておつたものをやる、こういうことですか。

○國務大臣(池田勇人君) さようでございします。

○堀眞尋君 それから外局の中の國稅廳と主税局關係がありますが、御説明によりますと、國稅廳の方が徵稅事務一切を行うことになっており、主税局というものは單に租稅制度の調査、企画立案、それから關稅行政事務だけを行うということになっておる。そうしますと、主税局というものの主管する事務というものが非常に範圍が狭くなつて來、而もその事務の性質から言へば、當然國稅廳の事務と同じような性質、關稅事務と言つたつて、これは國稅廳の中に關稅部というやうなものをそこへ附けてもいいし、又別個に部を設けても、關稅行政の事務は行へると思ふのでありますが、主税局と國稅廳を別個にした理由、それをお尋ねしたいと思ふます。

○國務大臣(池田勇人君) 從來租稅制度の企画立案並びに徵稅の監督を主税局でやつておつたのでございします。が、賦課徵收或いは下級官廳の監督は別にした方が施行がよく行く、こういう考への下に、主税局は單に立案企画ということに止めた次第でございします。お話をうな考へ方もあるものであります。が、關係方面という一折衝いたしました経過からいたしまして、只今のやうな機構でやれという指令が來た次第でございします。

○堀眞尋君 もう一つお尋ねしたいのですが、外局の中の會計士管理委員會というものが理財局の中に吸収されることになっております。御説明を見ますと、會計士制度の運営に關する重要な事項については、審査會を設けるとか、或いは試験委員會制度を設けてその會計士の試験を行うとかというところが書いてありまして、これが非常に民主的な運営を圖ることになつた、こういうことなんです。が、從來の會計士管理委員會の方が、却つて民主的な運営を行うことができると思ふのであります。その点について御説明願ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 機構の縮小ということから本案のやうになつたのであります。が、實際問題といたしましては、從來と變りなくやつて行く考へでおります。

○堀眞尋君 實際問題としては、從來と變りなれないとおつしやいます。が、審査會となりまして、これは諮問機關であります。ここに書いてありますのは余りはつきりしないのであります。が、議決機關と考へていいのですか、それとも諮問機關と考へていいのですか、その点を御説明願ひたいと思ふます。

○政府委員(河野通一君) 今度でございします新らしい審査會は、諮問機關ということをやつて参つております。只今大藏大臣から御説明がありましたやうに、この度會計士の管理委員會を整理いたしましたのは、行政機構全体の簡素化という点からしまして、行政機關としての委員會を整理する。こういう建前で行政機關たる委員會を整理した、運用については、形式はお話の通り諮問機關と決議機關というふうになりまして、運用の實體につきましては、會計制度の重要性に鑑みまして、十分民主的に且つ從來と變りない運営をやつて行く、かやうに考へております。

○堀眞尋君 審査會を、曾て議決機關であつたものを諮問機關にした。そうしてその運営は從來と余り變りないというところは、ちよつと私はおかしいと思ふ。が、諮問機關とあればこれはここに説明されておるやうに、重要な事項については諮問を受けるだろが、併し諮問を受けずともその會計士に關する事務を行うことができるわけでありますからして、可なりその運営の仕方において、議決機關であつた會計士管理委員會の方がより民主的だと私は思ふのであります。その点についてもう一度伺ひたい。

○政府委員(河野通一君) 會計士の審議會は、今申上げましたやうに諮問機關たることを原則といたしますが、會計士及び會計士法の懲戒事件につきましては議決したす機關になつて参ります。尚、試験の制度につきましては、公認會計士試験委員會、今度新らしくできまして試験委員會が試験を行うことになつておるのであります。大藏大臣が行うことになつております。

○堀眞尋君 私が伺ひたいのは、その試験委員會とか、或いは懲戒のことに關してではなくて、會計士に關する事務の民主的な運営というその問題であります。議決機關の方が民主的な運営だと私は考へるのであります。これを諮問機關にすればより民主的でなくなる、こう考へるのが當然だと思ふのですが、その点についての御見解をお伺ひしたいと思ふます。

○政府委員(河野通一君) 只今申上げました通り、行政機關、つまり全体の、懲戒とか、その他の試験とかいうことを除きました全体の行政事務に關する点につきましては、行政機關としての管理委員會を廃止いたしました關係上、これを諮問という制度に直したのでありますけれども、お話の点で決議機關と諮問機關とは、正にその審査會が、管理委員會の権限という点から言いますと、何と申しますか、幾らか権限が少くなつたやうなふうに考へられます。が、この点に對しては、大藏大臣からも御説明がありましたやうに、實際の運用によつてやつて参りたい、かやうに考へております。

○堀眞尋君 端的にお尋ねしますが、諮問機關の方が民主的だ、こういう工合にお考へですか。

○政府委員(河野通一君) 諮問機關の方が民主的だとは考へておりませんが、諮問機關になりまして、その運用におきまして、從來の管理委員會と同じやうな運用方法をとつて参れば、特に民主的でなくなるということにはならん、かやうに考へます。

○堀眞尋君 私が伺ひたいのは、議決機關と諮問機關と、どちらが民主的だと考へるかということでありまして、公認會計士試験委員會、今度新らしくできまして試験委員會が試験を行うことになつておるのであります。大藏大臣が行うことになつております。

○政府委員(河野通一君) 形の上からどちらが民主的かということとは、ちよつと私から意見を申上げることがむずかしいのであります。が、現実には實際の運用によつて、民主的にもなり、非民主的にもなるのじやないかというふうに私は考へております。

○堀眞尋君 確かに運用の点も問題だと思ひますが、例えば國會を議決機關として設置する場合と、國會を諮問機關として、例えば大政翼賛機關として設けるという場合と、どちらをあなたは民主的だとお考へになるのですか、ちよつとお尋ねいたします。

○政府委員(河野通一君) 私から國會の問題までも申上げますと、甚だ申訳ないのであります。が、會計士管理委員會に關する限りにおきましては、諮問機關であつても、運用によつて十分その点は民主的に政府としてやつて参れると確信いたしております。

○堀眞尋君 もう一度重ねてお尋ねいたします。が、國會が議決機關として設けられることによつて、初めて民主的な運営もできるのだと思ふのです。國會と會計士の問題を一緒にすることは必ずしも當を得たことではないと思ひますが、民主的な運営という点からは、やはり議決機關として置くことが正しいのではないかと、こういう工合に考へるのであります。政府のお答によりますれば、諮問機關でも十分民主的な運営ができる。こういうお話でその点納得できないのですが、これは理財局に吸収することになりましたが、議決機

○堀眞尋君 私が伺ひたいのは、議決機關と諮問機關と、どちらが民主的だと考へるかということでありまして、公認會計士試験委員會、今度新らしくできまして試験委員會が試験を行うことになつておるのであります。大藏大臣が行うことになつております。

計て、財政行政の事務は行へると思ふのでありますが、主税局と國稅廳を別個にした理由、それをお尋ねした

が、議決機關と考へていいのですか、それとも諮問機關と考へていいのですか

ます。尚、試験の制度につきましても、公認會計士試験委員、今度新らしい

特に民主的でなくなるということにはならん、かように考へます。

納得できないのですが、これは理財局に吸収することにしまして、議決機

関として設けることが、都合の悪いような何か理由があるのですか、それだけ、最後にねって私の質問を打ち切ります。

○政府委員(河野通一君) 特段に議決機關であつては非常な理由という理由はない。

○三好松雄 銀行局の事務の一つに「当せん金附証票の發賣を管理し、その取締を行ふこと」という項目があるわけでありまして、今日各種の當せん類が多数現れておりますが、こうしたものを財源に當てることの可否については、以前から相當議論があつたことではあります。今日ではこれが非常に密着して行つております。政府はこうしたものを將來に於て行く方針でおられるかどうか、これが一つの点であります。それから過去の財源としての実績はどういう状態であるか、この点も併せてお伺ひいたします。もう一つの問題は、當せん類の問題であります。法文によりますと「當せん類は、造幣事業を行ふことを主たる任務とする。」、こういうことになつておられるわけでありまして、そういうことと、造幣廳の任務におきまして、これをいつまで維持して行く必要があるかといふことについて一應の問題があるかと思ふのであります。これに対する見通しを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 富義、宝義の問題につきましてはお話の通り相當議論があつたのであります。施行の状況を見ますと、相當財源にもない、そうして考へておつた程の弊害もないので、このまま續けて行きたいと考へております。これによりまして政府の収入は二十億くらいだつたと思ひま

す。第二の御質問の造幣廳は、もう金貨幣というものは殆んど意味をなさないというお話であります。只今一円、五円を相當數量製造いたしております。又こういう仕事は一端廃れてしまひますと、非常に復旧がむずかしいのであります。そのときの情勢に應じまして規模は縮小はいたしております。即ち今回の行政整理におきまして、現行官廳は二割を整理するのを、造幣局においては三割を整理するといふ方針でやつておりますが、技術としてはこれは獨立國家としては是非こういうものは必要なことであります。それから、規模は縮小いたしますが、やはり存続して行きたい。殊に日本が國際經濟に参加して行くといふことになりますと、是非ともなければならぬものだと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 國稅廳が置かれまして、國內徵稅の重要性が非常に高つて、りいたします。例へば昭和十年頃、或いは昭和十五年頃から十七年頃にかけてあり、それで一旦止まつたと思つたら、最近又非常に徵稅額が増加して、先般も本院におきましては徵稅官吏についての緊急質問がありました。徵稅が重大な加ふる程、尙この徵稅官吏については十分に考へなければならぬ点が非常に多いのでございまして、これにつきましても、いづゆる徵稅官吏の綱紀肅正、或いは官紀肅正といふ点についてどういふふうにお考へになつておられるかを伺ひたいと思ひます。それから次に、只今アメリカからシヤウ博士が参つておられますが、これにつきましても、いづれ稅制改革がある、そういう改革があるものと考へられますが、そういう際におきまして、大蔵省設置法案による機構の改革等が起るこ

とはございせんか。その辺の見通しを伺ひます。それから第三には、四十一條におきまして稅務署の附屬機關として財產調查會の外二つの調査會がございまして、これはいづゆる末端における國民との直接の接觸の調査機關でございまして、先般申しました徵稅官吏の綱紀肅正、これなんかにもこれは非常に問題があるものでありますから、これによりまして、この決め方等は政令で定めるとしてあります。この調査會の構成の工合、或いはどういふふうにして人を選ばれるか、そういう点をお伺ひ申上げます。以上三點をお伺ひ申上げます。

○國務大臣(池田勇人君) 稅務官吏の綱紀肅正につきましては、お話の通り、に現狀は誠に遺憾千萬でございまして、從來からの歴史を見ても、税金が非常に高くなる場合には常に起ることと考へます。例へば昭和十年頃、或いは昭和十五年頃から十七年頃にかけてあり、それで一旦止まつたと思つたら、最近又非常に徵稅額が増加して、先般も本院におきましては徵稅官吏についての緊急質問がありました。徵稅が重大な加ふる程、尙この徵稅官吏については十分に考へなければならぬ点が非常に多いのでございまして、これにつきましても、いづゆる徵稅官吏の綱紀肅正、或いは官紀肅正といふ点についてどういふふうにお考へになつておられるかを伺ひたいと思ひます。それから次に、只今アメリカからシヤウ博士が参つておられますが、これにつきましても、いづれ稅制改革がある、そういう改革があるものと考へられますが、そういう際におきまして、大蔵省設置法案による機構の改革等が起るこ

檢討を加へつたのでございまして。これによつて機構に改革が起るかという御質問であります。私はもう機構の点はこれでよいのじやないかと考へております。只今のところ機構についてのはあはれないのじやないか。ただ徵稅の外の機關、例へば昔ありました所得稅調查委員會といふふうな恰好のものにつきましては、こちらから設置方を強く申出しておる次第でございまして、官廳の機構改革はこれで大體いいのではないだろうかと思つております。財產調查會とか、増加所得稅調查會とかについてであります。増加所得稅調查會といふのは、以前に財產稅をやりました、亦これの更正決定とかいふ／＼なものが残つておるのでございまして。今のところはございせんが、財產稅の更正だとか、或いは三年前にありました増加所得稅の更正、この問題をあつたときにこの機關が必要でありますので置いておられます。制度上置いておるのであつて、實際は動いておりません。ただ稅の時効が五年という關係がありますので、置いておる次第でございまして。

○國務大臣(池田勇人君) 富義、宝義の問題につきましてはお話の通り相當議論があつたのであります。施行の状況を見ますと、相當財源にもない、そうして考へておつた程の弊害もないので、このまま續けて行きたいと考へております。これによりまして政府の収入は二十億くらいだつたと思ひま

○國務大臣(池田勇人君) 富義、宝義の問題につきましてはお話の通り相當議論があつたのであります。施行の状況を見ますと、相當財源にもない、そうして考へておつた程の弊害もないので、このまま續けて行きたいと考へております。これによりまして政府の収入は二十億くらいだつたと思ひま

○國務大臣(池田勇人君) 富義、宝義の問題につきましてはお話の通り相當議論があつたのであります。施行の状況を見ますと、相當財源にもない、そうして考へておつた程の弊害もないので、このまま續けて行きたいと考へております。これによりまして政府の収入は二十億くらいだつたと思ひま

○國務大臣(池田勇人君) 富義、宝義の問題につきましてはお話の通り相當議論があつたのであります。施行の状況を見ますと、相當財源にもない、そうして考へておつた程の弊害もないので、このまま續けて行きたいと考へております。これによりまして政府の収入は二十億くらいだつたと思ひま

○國務大臣(池田勇人君) 富義、宝義の問題につきましてはお話の通り相當議論があつたのであります。施行の状況を見ますと、相當財源にもない、そうして考へておつた程の弊害もないので、このまま續けて行きたいと考へております。これによりまして政府の収入は二十億くらいだつたと思ひま

○國務大臣(池田勇人君) 富義、宝義の問題につきましてはお話の通り相當議論があつたのであります。施行の状況を見ますと、相當財源にもない、そうして考へておつた程の弊害もないので、このまま續けて行きたいと考へております。これによりまして政府の収入は二十億くらいだつたと思ひま

○國務大臣(池田勇人君) 富義、宝義の問題につきましてはお話の通り相當議論があつたのであります。施行の状況を見ますと、相當財源にもない、そうして考へておつた程の弊害もないので、このまま續けて行きたいと考へております。これによりまして政府の収入は二十億くらいだつたと思ひま

○國務大臣(池田勇人君) 富義、宝義の問題につきましてはお話の通り相當議論があつたのであります。施行の状況を見ますと、相當財源にもない、そうして考へておつた程の弊害もないので、このまま續けて行きたいと考へております。これによりまして政府の収入は二十億くらいだつたと思ひま

○國務大臣(池田勇人君) 富義、宝義の問題につきましてはお話の通り相當議論があつたのであります。施行の状況を見ますと、相當財源にもない、そうして考へておつた程の弊害もないので、このまま續けて行きたいと考へております。これによりまして政府の収入は二十億くらいだつたと思ひま

○國務大臣(池田勇人君) 富義、宝義の問題につきましてはお話の通り相當議論があつたのであります。施行の状況を見ますと、相當財源にもない、そうして考へておつた程の弊害もないので、このまま續けて行きたいと考へております。これによりまして政府の収入は二十億くらいだつたと思ひま

構を迅速に作るというお考えがあるかどうか、あるとすれば、具体的にどういう方法によつてしたいのだという御意、お考えを伺います。

○國務大臣(池田勇人君) 御承知の通り所得税が明治二十三年に施行されましたから、納税者の選出いたしました所得調査委員会というのがあります。税務局長が所得税、營業税、或いは營業收益税、臨時利得税を決定いたします場合には、納税者の選出した所得調査委員会に諮問して決定することになります。この所得税には從來前年の実績によりましてその年の所得税を納める、いわゆる実績課税のときに行われておつたのであります。然るに一昨年来、前年の実績というのでなしに、その年の予算によつて課税するということが相成つたのであります。即ち予算によつて納税者が自分の所得を自分で申告して納める、こういう理前になりました関係上、所得調査委員会を廢めたのであります。別に予算申告納税制度ということに變つたこと、もう一つはこういう思想があるのであります。事税に關する限りは國家と納税者とは利害相反してゐる。利害相反しておる場合に、納税者の選出した調査委員会が決めるといふのでは、取ろるとする國家の方を制するることになるというので、理論的によくないという考えもあるものであります。私は當時主税局長で、この問題につきましては關係方面と十分意見を聞かしたのであります。が、理論的には向うの言ひが通つておきます。併し實際面におきまると、御覽の通りうまく行つておりません。これは一つは税務官吏

の素質が低下してゐること、又經濟界が非常に複雑多岐に亘つてゐること等、いろいろの問題があります。が、うまく行つておりません。従つてこの施行の結果を見まして、納税者の選出した委員以外の者を入れて、公正な判断のできるような人を以て組織するいわゆる諮問機關を作つてはどうかというのを考えておるのであります。そのうちと問題の予算申告納税の制度とどうマッチするかという問題になるのであります。が、先般來いろいろの研究をいたしました結果、いわゆる確定申告が出て、それを構成する場合に付議するようない機関にしてはどうかという説もございまして、又御承知の通りにも、今年は六月中に出すのであります。が、第一回の予算申告納税をいたしました後、一度付議するといふような方法をどう考へようかといふようないろいろな考へ方もあるが、私は今の情勢から言へば、理論的には置かないことがよいかも知れませんが、實際的には是非とも必要な機関だと考へております。で、実は一昨日シャープ氏に會ひましたときに、私の意見は十分言つて置いたのであります。で、できるだけこういう機関を置くような方法で折衝いたしたいと考へております。

○佐々木廣蔵君 廣くといふ御意ははつきりいたしましたので結構だと思ひます。そこで納税者が選挙によつてやるということは、公平を欠くといふことも考へられますが、併し今までの事例から言ひますと、公平を欠いていないので、税務と調査員との間に円滑な欠き、而も納税も今のような段階になつておらんことは御承知の通りであります。そこで考へたような納税者のみで選挙といふことが不公平だと考へるならば、官選と言ひますか、それを半分と納税者が選挙すべき者半分とで迅速に調査委員会というやうなものをお作りにならないと、すべて税務署の問題に對しては、何々々に相談に行けば即時に解決するといふ傾向があることは御承知の通りであります。そこで國家を誤らすのは、こうしたものが大きな誤まりの先端になることだろう、こゝを憂へておりますから、速かにこの委員会の設置を実現するよう御努力あらんことを希望いたします。

○力三工務局長 今回の機構改革によりまして、從來の大蔵省所掌事務を全然廢止されたという部分はございまして、どうか、御説明願ひます。

○政府委員(河野通一君) 今度の機構改革で事務目録につきましては、例えは運賃方法を考へて参りますとかといふやうなことにつきまして、事實上事務の簡素化を圖つております。併し事務の簡素化を考へると、或いは廢めてしまふといふやうなもの、特に大きなものはございせんが、一例を申し上げますと、只今大蔵大臣から申上げましたように、給與局の事務の一部を給與實施本部でやることにいたしました。殘餘の一部だけを主計局へ残すといふことにいたしましたのが一点であります。もう一つは、これも極く些少な問題でございすけれども、從來管理理局の方でやつておりました外國人の財産に關する管理、処分等の事務の一部を賠償廳の方へ移すことにいたしました。これは極く僅かな事務でございす。その他の点につきまして

は大きな異動はございせん。ただ設置法上大きな移動と申しますれば、專賣公社といふものが独立いたしましたため、大蔵省の局から離れたといふことがありますが、これはもうよく御存じのことと思ひます。

○力三工務局長 そうしますと、全体的には大して仕事の量について變つていない。ただ今回の機構改革で從來やつたところの局部の變更だけであつて、實質的には大した變更も削減もないといふことに了承して差支えございせんか。

○政府委員(河野通一君) 只今私から御説明申し上げました以外の点につきましては、さういふ御承知にございす。が、一般の大蔵省設置法におきまして、この機構改革につきましては、事務の運賃方法につきまして、十分これを簡素化して参りたいといふ点に重點を置いております。事務そのものを減らして参るといふことよりも、むしろ事務の運賃方法を簡素化して参りまして、機構の簡素化といふことを圖つて行きたい、かように考へております。

○力三工務局長 只今承つておりますと、所掌事務を非常に能率的に行われるように言われたようですが、それが考へまして、非常に分別のはつきりしないやうな点が一点あるように思ひます。それは税関におけるところの上屋倉庫の所掌であります。この上屋倉庫と、又これに要する諸關係の施設の所掌について、運輸省と大蔵省の間に非常に明確を欠いておるやうな点があるように見受けられるのであります。が、これに對しては一應はつきりと分るところの御意があるのか、又どの程度まで只今のところの所掌がはつきりされてゐるのか、この点を一つ伺ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 上屋その他いわゆる港灣行政につきましては、海運局ができました當時から、なかなかはつきりしないところがあつたのであります。その後又総務院税関事務が非常に殖えて参りましたので、將來の問題としては、港灣行政につきまして統一的な措置をとらなければならぬと自分は考へております。只今のところでも大體今までは困るという程でもなかつたのであります。が、今後はこの問題につきましては港灣行政統一の方向で考へて行きたいと思つております。

○力三工務局長 次に、金融の監督の一元化を大蔵省で圖つておられるようですが、農林省の中金の所掌事務並びに監督が農林省所掌事項として行われている。而も又大蔵省の所掌事項を眺めますと、これに農林中金の指揮監督を大蔵省がやつてゐるといふやうな点が見受けられます。これに對しては、どちらかにでも一元化せなければならぬと思ひますが、この点について、はつきりされる御意があるか、又これははつきりできないのかどうかといふことについて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) 金融機關の監督の一元化の問題は、数年前からいろいろ問題になつてゐる点であります。できまことならば、監督の一元化といふことを圖るべきだと私共は考へております。但し只今お話しが出ました農林中金とか、商工中金等につき

おきますると、御覽の通りうまく行つておりません。これは一つは税務官吏

を欠き、而も納税も今のような段階になつておらんことは御承知の通りであ

の間に非常に明確を欠いておるような点があるように見受けられるのであり

ましては、その仕事は農林省所管の事務或いは商工省、今後は通産省になり

ましては、むしろそういう具体的な個々の制度等ではなくして、全体の財政

しますか行政事務は、当然各局の所掌する仕事になつておるわけでありま

このために直接各局に設けますものは、主税局が、只今御説明申上げま

五月七日日本委員会に左の事件を付託された。

○力二工邦彦君 これは内部機構の問題ですが、主計局を初めとて、各局

○力二工邦彦君 どうも今の御答弁では納得行かないように思ふのですが、

○委員長(河井彌八君) 如何でしょう、

午後零時三十一分散会

第八百七十六号 昭和二十四年四月二十二日受理

○政府委員(河野通一君) 調査部と各局の調査に関する事務との関係であり

○政府委員(河野通一君) お話の点は至極御尤もだと思ひます。今ここで例

○委員長(河井彌八君) 如何でしょう、

午後零時三十一分散会

第八百七十六号 昭和二十四年四月二十二日受理

○政府委員(河野通一君) 調査部と各局の調査に関する事務との関係であり

○政府委員(河野通一君) お話の点は至極御尤もだと思ひます。今ここで例

○委員長(河井彌八君) 如何でしょう、

午後零時三十一分散会

第八百七十六号 昭和二十四年四月二十二日受理

○政府委員(河野通一君) 調査部と各局の調査に関する事務との関係であり

○政府委員(河野通一君) お話の点は至極御尤もだと思ひます。今ここで例

○委員長(河井彌八君) 如何でしょう、

午後零時三十一分散会

第八百七十六号 昭和二十四年四月二十二日受理

○政府委員(河野通一君) 調査部と各局の調査に関する事務との関係であり

○政府委員(河野通一君) お話の点は至極御尤もだと思ひます。今ここで例

○委員長(河井彌八君) 如何でしょう、

午後零時三十一分散会

第八百七十六号 昭和二十四年四月二十二日受理

紹介議員 植竹 春彦君
この諸議の趣旨は、第八百七十六号と同じである。

第九百十九号 昭和二十四年四月二十六日受理
各省設置法案に關する公聴會開催の請願

請願者 東京都千代田区有樂町三ノ一全國官廳職員労働組合協議會内 佐藤安政
紹介議員 中西 功君

今回提出せられた各省設置法案は、行政整理の基礎工作であると考えられるが、この問題については官廳職員労働組合は数度にわたり行政整理自体に反対してきたのである。しかるに、政府は民主的発言を避けるために極度の秘密主義をもつて法案の準備を進め、発表と同時に國會に提出してしまつたのである。行政機構の改廢は人員整理に直接關係を有するのみでなく、國民生活に重大なる影響を及ぼすものであつて、廣く各界の意見特に実務にたずさわる官廳労働者の意見を聴取して慎重審議をとげるべきであると思考せられるから、參議院におかれては、本法案の重要性を考慮されて、すみやかに公聴會を開催して審議に遺漏ないようにせられたいとの請願。

第九百二十七号 昭和二十四年四月二十六日受理
東京芝浦電氣株式會社松川工場存置に關する請願(四通)

請願者 福島縣信夫郡松川町長 杉内勘一外二十三名
紹介議員 油井賢太郎君

昭和十九年七月福島縣信夫郡松川町に設立された東京芝浦電氣株式會社松川

工場は電氣修理を主とした東北地方唯一の商工省指定の工場であつて、目下政府の「電力危機突破政策要綱」に基き水力発電機用ステートルコイルの生産に鋭意從事中である。特に同縣奥会津電源開発に關連して今後の期待は極めて大なるものがあるとき、これが集中排除法による処分は地方経済再建と民生安定に重大なる影響を及ぼす虞れがあるから同工場を存続せしめられたいとの請願。

第九百四十四号 昭和二十四年四月二十七日受理
東京芝浦電氣株式會社に対する過度經濟力集中排除法適用除外に關する請願

請願者 福島縣信夫郡松川町天王原九東芝労働組合連合會内 生産復興會議内 杉浦三郎外十八名
紹介議員 橋本萬右衛門君

過度經濟力集中排除法に基いて特殊整理委員會は東京芝浦電氣株式會社再編成の指令案を公示した。その要旨は、同社が過度の經濟力の集中であるとの理由から同社經營の二十八工場の処分及び東芝車輛株式會社合併を前提とする同社株式の再所得を含むものであるが同指令案によれば、同社は電氣部門についてのみ經濟力の集中を認められてゐるが、これは先頃指定解除の三菱電氣會社と同程度であり、また電氣部門の二十三工場の処分と重要部門の子會社である東芝車輛會社の合併を含む等の不合理があつて、法令上の疑点も多く残されてゐるが、特に東芝經營の特性である各工場の有機的結合を破壊し、漸く軌道にのりかけた生産を阻害するものであるから、諸種の事情を考慮されて、同社に対して適用以外

の措置を講ぜられたいとの請願。

五月十日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、總理府設置法の制定等に伴う關係法令の整理等に関する法律案
總理府設置法の制定等に伴う關係法令の整理等に関する法律案
總理府設置法の制定等に伴う關係法令の整理等に関する法律案

- 目次
- 第一條 皇室典範の一部改正
 - 第二條 皇室經濟法の一部改正
 - 第三條 宮内府法の一部改正
 - 第四條 行政管理局設置法の一部改正
 - 第五條 新聞出版用紙制當事務廳設置法の一部改正
 - 第六條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正
 - 第七條 政府職員の新給與實施に関する法律の一部改正
 - 第八條 特別職の職員の俸給等に関する法律の一部改正
 - 第九條 恩給法の一部改正
 - 第十條 國家公務員共済組合法の一部改正
 - 第十一條 會計法の一部改正
 - 第十二條 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部改正
 - 第十三條 國有財産法の一部改正
 - 第十四條 國家公務員のための國設宿舍に関する法律の一部改正
 - 第十五條 登録税法の一部改正
 - 第十六條 印紙税法の一部改正
 - 第十七條 特定財産管理令の一部改正
 - 第十八條 連合國財産の返還等に関する勅令の一部改正
 - 第十九條 連合國財産上の家屋等の

護衛に關する政令の一部改正
第二十條 連合國財産の保全等に関する法令の一部改正

附則

- 第一條 皇室典範(昭和二十二年法律第三号)の一部を次のように改正する。
 - 第二十八條第二項及び第三十條第六項中「宮内府」を「宮内廳」に改める。
- 第二條 皇室經濟法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。
 - 第一條第一項、第四條第二項、第五條及び第八條第二項中「宮内府」を「宮内廳」に改める。
- 第三條 宮内府法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
 - 題名を「宮内廳法」に改める。
 - 第一條中「宮内府」を「宮内廳」は、内閣總理大臣の管理に屬し、に改める。
 - 第一條の次に次の八條を加える。
 - 第一條の二 宮内廳に、長官官房及び左の部局を置く。
 - 侍從職
 - 皇太后宮職
 - 東宮職
 - 式部職
 - 書院部
 - 管理部
 - 第一條の三 長官官房においては、宮内廳の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。
 - 一 機密に關すること。
 - 二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

- 三 長官の官印及び應印を管掌すること。
- 四 公文書の接受及び發送に關すること。
- 五 職員福利厚生に關すること。
- 六 調査及び統計に關すること。
- 七 行幸啓に關すること。
- 八 賜與及び受納に關すること。
- 九 皇族に關すること。
- 十 皇室會議及び皇室經濟會議に關すること。
- 十一 經費及び收入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。
- 十二 前各号に掲げるものの外、宮内廳の所掌事務で他部局の所掌に屬さない事務に關すること。
- 第一條の四 侍從職においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 御璽國璽を保管すること。
 - 二 側近に關すること。
 - 三 内廷にある皇族に關すること。
- 第一條の五 皇太后宮職においては、皇太后に關する事務をつかさどる。
- 第一條の六 東宮職においては、皇太子に關する事務をつかさどる。
- 第一條の七 式部職においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 儀式に關すること。
 - 二 交際及び饗宴に關すること。
 - 三 雅樂に關すること。
- 第一條の八 書院部においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 皇統譜の調製、登録及び保管に關すること。

昭和十九年七月福島縣信夫郡松川町に設立された東京芝浦電気株式会社松川

阻害するものであるから、諸種の事情を考慮されて、同社に対して適用以外

する勅令の一部改正
第十九條 通合國財産上の家屋等の

戒 服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

一 皇統譜の調製、登録及び保管に関すること。

二 陵墓を管理すること。

三 圖書及び記録の保管、出納、複製及び編集に関すること。

四 公文書の編集及び保管に関すること。

五 正倉院に関すること。

第一條の九 管理部門においては、左の事務をつかさどる。

一 皇室用財産その他の行政財産を管理すること。

二 物品を管理すること。

三 車馬に関すること。

四 衛生に関すること。

第二條 宮内廳に、宮内廳長官、宮内廳次長一人、宮内廳長官秘書官、侍從長並びに政令で定める数の侍從及び式部官その他所要の職員を置く。

第四條中「府務」を「廳務」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 次長は、長官を助け、廳務を整理し、各部署の事務を監督する。

第十條及び第十一條を次のように改める。

第十條 宮内廳に置かれる職員は、免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。

第十一條 宮内廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第十二條及び第十三條を削る。

第四條 行政管理局設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「總理廳」を「總理府」

に改める。

第二條第二項中「人事委員會」を「人事院」に、「法務廳」を「法務府」に改める。

第三條第三項及び第四項を次のように改める。

3 管理部門においては、第二條第一項第一号、第四号及び第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち機構及び定員に関する事務をつかさどる。

4 監察部においては、第二條第一項第五号及び第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に関する事務をつかさどる。

第五條 行政管理局に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。

第五條の次に次の二條を加える。

（行政監察委員）

第六條 行政管理局に行政監察委員二十人以内を置く。

2 行政監察委員（以下「委員」という。）は、学識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

3 委員は、各行政機関の行政運営の監察を行い、長官に対しその結果を報告する。

4 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

5 委員は、再任されることができ

る。

6 委員は、予算の定める金額の範

開内において手当及び旅費を受け

る。

（定員）

第七條 行政管理局に置かれる職員

の定員は、別に法律で定める。

第五條 新聞出版用紙割當事務廳設置

法（昭和二十三年法律第二百一十一号）

の一部を次のように改正する。

題名を「新聞出版用紙の割當に關する法律」に定める。

第一條の見出しを、「（總則）」に改

める。

第一條中「適正に割當するための

機關が必要なので、この法律によ

り、内閣總理大臣の管理の下に、臨

時に、新聞出版用紙割當事務廳（以

下「事務廳」という。）を置く。この適正

に割當するため、臨時に、總理府

に設置される新聞出版用紙割當局

（以下「割當局」という。）及び新聞出版

用紙割當審議會（以下「審議會」とい

う。）を、この法律により、その

事務を行はしめる。に改める。

第三條の見出しを、「（割當局の所掌

事務及び権限等）」に改める。

第三條第一項中「事務廳」を「割

當局」と、同項第一号中「新聞出

版用紙割當審議會（以下本條中「審議

會」という。）を「審議會」に、同條第

命することができ

る。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第五條の見出しを「審議會」に改

め、同條第一項を削り、第二項を第

一項とする。

第六條中「事務廳長官」を「内閣

總理大臣」に改める。

第七條第二項中「商工省」を「通

商産業省」に改める。

第八條第二項中「事務廳長官」を

「内閣總理大臣」に改める。

第六條 私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律（昭和二十二年

法律第五十四号）の一部を次のよう

に改正する。

第三十五條の次に次の二條を加え

る。

第三十五條の二 公正取引委員會の

事務局に総務部、調査部、商事部

及び審査部の四部並びに名古屋地

方事務所、大阪地方事務所及び福

岡地方事務所の三地方事務所を置

く。

前項の地方事務所の位置及び管

轄区域は、政令でこれを定める。

公正取引委員會に置かれる職員

る法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正す

る。

第一條中「六 宮内府長官」を、六

宮内府長官に改め、第十号を次の

ように改める。

十 削除

別表中「宮内府長官」を「宮内廳

長官」に、「内閣官房次長」を「内閣

官房副長官」に改め、「連絡調整中央

事務局長官」を削る。

第九條 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正す

る。

第十二條、第十三條第一項及び第

十四條中「總理廳總務局長」を「總

理府總務局長」に改める。

第十條 國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を

次のように改める。

第一條第三号中「及び特別調達

廳」を削る。

第二條中「總理廳」を「總理府」

に改め、同條第二項第二号を第三号

とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、

第一号の次に次の一号を加える。

二 特別調達廳に属する職員 總理

府

第十一條 會計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改

正する。

第四十八條中「特別調達廳の役職

第一條中「國、連合國又は特別調達廳の」を「國又は連合國軍の」に改める。

第十三條 國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「特別調達廳若しくはその役員又は地方公共団体若しくは」を「地方公共団体又は」に改める。

第十七條第四項中「總理廳」を「總理府」に改める。

第十四條 國家公務員のための國設備令に關する法律（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号中「内閣官房次長」を「内閣官房副長官」に改める。

第十條第七号中「宮内府長官」を「宮内廳長官」に改める。

第十五條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「特別調達廳」及び「特別調達廳法」を削る。

第十六條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六ノ六ノ二号を削る。

第十七條 特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第十八條 連合國財産の返還等に關する勅令（昭和二十一年勅令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「主務大臣」に改める。

第十九條 連合國財産上の家屋等の譲渡に關する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十條 連合國財産の保全等に関する省令（昭和二十年大藏省令第八十号）の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「主務大臣」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、新聞出版用紙割當事務設置法第七條の改正規定は、昭和二十四年五月二十日から適用する。

2 法律（法律に基く命令を含む）に別段の定めのある場合を除く外、従前の機關及び職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

3 前項の規定は、職員の定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4 行政管理廳設置法施行令（昭和二十

十三年政令第九十三号）は、廃止する。

5 この法律施行の際、現に従前の規定による行政監察委員である者は、改正後の行政管理廳設置法第六條の規定による行政監察委員を命ぜられたものとし、内閣總理大臣の指定するその半数の者の任期は、同法第六條の規定にかかわらず、一年とする。

五月十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

行政管理廳職員定員法案

行政管理廳職員定員法案

行政管理廳職員定員法案

（定義）

第一條 この法律において「行政管理廳」とは、總理府、法務府、各省、經濟安定本部及びこれらの外局をいい、「職員」とは、附則第四項及び第六項から第十項までに規定する場合を除き、行政管理廳に常時勤務する國家公務員で一般職に屬する者（二箇月以内の期間を定めて雇傭される者を除く）をいう。

（各行政管理廳の職員の定員）

第二條 各行政管理廳の職員の定員は、左に掲げる通りとする。

行政管理廳の区分		定員	備考
總理府	本府	二、二六〇人	
	統計委員會 公正取引委員會 全國選舉管理委員會 國家公安委員會 國家地方警察 國家消防廳 公職資格試験審査委員會 外國醫務管理委員會	六三人 三三三人 四八人 四七、〇〇一人 うち三〇、〇〇〇人は警察官とする。 六〇人 四四人	

法務府		計	宮内省	特別調達廳	賠償廳	行政管理廳	地方自治廳
本府	中央更生保護委員會	四〇、八七六人 一〇、二九人	六、九四一人 一七二人 六六人 二〇五人				
計		四一、九〇五人	五八、一三三人				
外務省		計	本省外	本省外	本省外	本省外	本省外
本省外	証書取引委員會、造幣廳、印刷廳	七三、八一六人 一四五人 二、〇二三人 九〇、〇三〇人	八五、〇一四人	六三、〇九〇人	四〇、二九七人 五〇、六六人	四五、三六三人	三三、六三四人 二九、二〇二人 一三、三一四人 一、八五二人
計		八五、〇一四人	六三、〇九〇人	四〇、二九七人	五〇、六六人	四五、三六三人	三三、六三四人
文部省		計	本省	本省	本省	本省	本省
本省	引揚援護廳	四〇、二九七人	五〇、六六人	四五、三六三人	三三、六三四人	二九、二〇二人	一三、三一四人
計		四〇、二九七人	五〇、六六人	四五、三六三人	三三、六三四人	二九、二〇二人	一三、三一四人
厚生省		計	本省	本省	本省	本省	本省
本省	引揚援護廳	四〇、二九七人	五〇、六六人	四五、三六三人	三三、六三四人	二九、二〇二人	一三、三一四人
計		四〇、二九七人	五〇、六六人	四五、三六三人	三三、六三四人	二九、二〇二人	一三、三一四人
農林省		計	本省	本省	本省	本省	本省
本省	水産廳	八七、〇〇二人	一、八五二人	三三、六三四人	二九、二〇二人	一三、三一四人	一、八五二人
計		八七、〇〇二人	一、八五二人	三三、六三四人	二九、二〇二人	一三、三一四人	一、八五二人
通商産業省		計	本省	本省	本省	本省	本省
本省	資源廳、工業技術廳、特許廳、中小企業廳	一三、八八二人 二、三三七人 四、三六五人 五四五人 九四人	二二、二五九人	一八、四三五人	五九人	一八、四三五人	五九人
計		二二、二五九人	一八、四三五人	五九人	一八、四三五人	五九人	一八、四三五人
本省		計	本省	本省	本省	本省	本省
本省	船員労働委員會	一八、四三五人	五九人	一八、四三五人	五九人	一八、四三五人	五九人
計		一八、四三五人	五九人	一八、四三五人	五九人	一八、四三五人	五九人

十四号)の一部を次のように改正す
る。

総 理 府 公職資格試験審査委員会
外國僑務管理委員会

六〇人
四四人

本 省
船員労働委員会

一八、四三五八
五九人

運輸省 海上保安廳

八、二〇人

郵政省 本省

二六、七〇四人

電氣通信省 本省

一三八、八三五八

計 航空保安廳

一〇九六八

計 一四三、七三三八

労働省 本省

一九、八八一人

中央労働委員会

九九八

公共企業体仲裁委員会

一九八

國有鉄道中央調停委員会

一五八

專賣公社中央調停委員会

一一八

國有鉄道地方調停委員会

六三八

專賣公社地方調停委員会

四五八

計 二〇、一三三八

建設省 本省

一〇、九〇七人

經濟部 本部

一、二四八八

計 八五八八

安定本部 經濟部調査廳

三、七一九八

計 五、八二五八

合 計 八七、二七九人

2 引揚援護廳の職員は、前項

の規定にかかわらず、引揚援護事務

の状況により、特に必要がある場合

においては、予算の定める範囲内に

おいて、政令の定めるところによ

り、増加することができる。

3 第一項に定める職員の定員の外、

当分の間、終戦処理業務費、特殊財

産処理附帯事務費、連合國財産返還費、りやく物物件返還費、賠償施設処理附帯事務費及び賠償施設管理費の支弁に係る事務に従事させるた

る。但し、法律に別段の定めのある場合は、この限りでない。

(在職職員数の報告)

第四條 各行政機関の長は、毎月一日現在において、当該行政機関に在職する職員の数、行政管理局長官に報告しなければならない。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から、施行する。但し、第二條第一項の規定中、通商産業省に関する部分については、同年五月二十日から、中央更生保護委員会に関する部分については、同年七月一日から、施行する。

2 法務府の本府の定員は、昭和二十四年六月三十日までの間は、第二條第一項の規定にかかわらず、四万四千八百五十四人とする。

3 各行政機関の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において、第二條に規定する定員をこえないよう、同年九月三十日までの間に逐次整理されるものとし、それまでの間は、同條の定員をこえる員数の職員は、定員の外にあるものとする。

4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條に規定する都道府県の職員(雇傭人を含む)の定員は、同法に基き政令の定めるところによるものとし、当該職員については、前項の規定を準用する。

5 國家公務員法第八十九條から第九十二條までの規定は、前二項の規定により降任され又は免職された職員については適用しない。

6 日本專賣公社の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において三万八千四百十四人をこえないように、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとする。

7 日本國有鉄道の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において五十六万七千三百三十四人をこえないように、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとする。

8 日本專賣公社及び日本國有鉄道の總裁は、前二項の規定による整理を実施する場合においては、その職員をその意に反して降職し、又は免職することができる。

9 公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第八條第二項及び第九條の規定は、前三項の場合には、適用しない。

10 日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第十七條の二の規定は、第六項の規定による整理により退職する日本專賣公社の職員については、適用しない。

11 第三項、第四項、第六項及び第七項の規定による整理により退職する者に対して支給する退職手当については、昭和二十四年度予算の範囲内において、恩給法(大正十二年法律第四十八号)國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)及び労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の恩給措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)に基き給與その他の給付との關係を考慮して、政令で定める。

12 未帰還職員に関する取扱については、なお従前の例による。日本專賣公社及び日本國有鉄道の未帰還職員に関する取扱も、これに準ずるものとする。

13 國家行政組織に関する法律の制定

施行までの暫定措置に関する法律(昭和二十三年法律第三十号)及び各行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十七号)は、廢止する。

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、商工省工業技術廳職員を行政整理の對象より除外するの陳情(第三百七十七号)

第三百七十七号 昭和二十四年五月二日受理

商工省工業技術廳職員を行政整理の對象より除外するの陳情

陳情者 東京都台東区上野公園地日本學術會議内日本學術振興會内 田中芳雄

政府は今回行政整理の実施に當り、商工省工業技術廳について相当の整理を行う由であるが、これは折角工業立國の國策を施行する目的で設置された、商工省所屬試驗研究機關の中核機關の機能に大きな障害を與える結果となり、わが國の生産増強と貿易の振興に影響するところが極めて大きいから、商工省工業技術廳に對する行政整理については特別の措置を講ぜられたとの陳情。

五月十三日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は四月十九日)

一、内閣法の一部を改正する法律案

一、國立世論調查所設置法案

五月十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、總理府設置法案(予備審査のため

の付託は四月十九日)

一、總理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案(予備審査のための付託は五月十日)

一、建設省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十三日)

一、経済調査法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月四日)

一、統計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十日)

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、特別調達設置法案

一、國家行政組織法の一部を改正する法律案

一、行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

特別調達設置法案

目次

第一章 總則(第一條—第四條)

第二章 内部部局(第五條—第十二條)

第三章 地方支分部局(第十三條—第十六條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、特別調達の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)
第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の

規定に基いて、總理府の外局として、特別調達廳を設置する。

2 特別調達廳の長は、特別調達廳長官とする。

(任務)
第三條 特別調達廳は、左の事務を行うことを主たる任務とする。

一 連合國の需要する建造物及び設備の營繕並びに物及び役務の調達。但し、現に他の行政機関の所掌に属するものを除く。

二 連合國の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分

三 連合國占領軍の特に指示する事務

2 特別調達廳は、別に法律の定めるところにより、政府の需要する建造物及び設備の營繕並びに物及び役務の調達に関する事務を行うことができる。

3 第一項第三号の指示があつた場合においては、内閣總理大臣は、その旨指示するものとする。

(権限)
第四條 特別調達廳は、その所掌事務を遂行するため、左の権限を行使する。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為を行うこと。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をする。

三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設け、これを管理すること。

四 所掌事務遂行に直接必要な業務資料、事務用品、研究用資料等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員に任免及び賞罰を行い、その他職員に人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、これを管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、これを管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとる。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 特別調達廳の公印を制定すること。

(内部部局)
第二章 内部部局
第五條 特別調達廳に、長官官房及び國家行政組織法第七條第二項の規定にかかわらず左の五局を置く。

經理局
契約局
技術局
促進監督局
事業局

(特別な職)
第六條 特別調達廳に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。

3 特別調達廳に顧問二人を置く。

4 顧問は、重要な職務に参画する。

5 長官官房に官房長一人を置く。

6 官房長は、命を受けて長官官房の事務を掌理する。

7 各局に左の通り、次長を置く。

經理局 一人

契約局 二人

技術局 二人

促進監督局 二人

事業局 二人

8 次長は、局長を助け、局務を整理する。

(長官官房)
第七條 長官官房においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員に職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 長官の官印及び印を管掌すること。

四 公文書類を接受、發送、編集及び保存すること。

五 特別調達廳の常用の経費(以下「廳費」という。)及びこれに伴う収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。但し、他局の所掌に属するものを除く。

七 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

八 特別調達廳の組織及び運営に関すること。

九 法令の立案その他特別調達廳の所掌事務に關し、一般的企画をし、及び各局の事務を調整すること。

十 文書を審査すること。

十一 渉外事務を行うこと。

十二 こう報に関すること。

十三 行政の考査を行うこと。

に属さないものを行うこと。

(經理局)
第八條 經理局においては、特別調達廳の所掌事務遂行に必要な廳費以外の経費(以下「事業費」という。)及びこれに伴う収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関することをつかさどる。

(契約局)
第九條 契約局においては、左の事務をつかさどる。

一 事業費による建造物及び設備の營繕の契約を締結すること。

二 事業費による需品(不動産及びこれに附屬する動産以外の物をいう。以下同じ)の調達の契約を締結すること。

三 事業費による役務の調達の契約を締結すること。

四 事業費による不動産及び之に附屬する動産の調達並びにこれらの物の返還に伴う契約及び補償に関すること。

五 連合國の需要を解除された需品の処分の契約を締結すること。

(技術局)
第十條 技術局においては、左の事務をつかさどる。

一 需品、工事及び役務に要する資材の供給に関すること。

二 需品の設計図及び仕様書に関すること。

三 需品に要する材料、労務及び諸役務並びに費用を積算すること。

四 需品の試験、研究及び見本の審査を行うこと。

五 工事及び役務の設計図及び仕様書に関すること。

六 工事及び役務に要する材料、労

第二條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の
 調達すること。

四 事務用品、研究用資材等を
 調達すること。

七 各局に左の通り、次長を置く。

十五 前各号に掲げるものの外、特
 別調達所の所掌事務で各局の所掌

六 工事及び役務に要する材料、労

務及び諸役務並びに費用を算算す
 ること。

七 不動産及びこれに附屬する動産
 の調達及び返還に伴う評價に關す
 ること。

（促進監督局）

第十一條 促進監督局においては、左
 の事務をつかさどる。

一 工事の実施及び役務の提供を促
 進監督すること。

二 需品の生産及び納入を促進する
 こと。

三 工事の実施、役務の提供並びに
 需品の生産及び納入の実績を考查
 すること。

四 契約に關する相償の請求その他
 の苦情の申出を受理し、その解決
 を図ること。

五 資材及び需品の輸送計画を樹立
 し、輸送を促進すること。

六 不動産の記録に關すること。

（事業局）

第十二條 事業局においては、左の事
 務をつかさどる。

一 需品の管理、出納及び輸送に關
 すること。

二 連合國の要求する労働者に關す
 ること。

第三章 地方支分部局

（特別調達局）

第十三條 特別調達所の地方支分部局
 として、特別調達局を置く。

（所掌事務）

第十四條 特別調達局は、特別調達所
 の所掌事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第十五條 特別調達所の名称及び位置
 は、左の通りとし、その管轄区域は
 各特別調達局に對應する連合國占領

軍の管轄区域によることを例とす
 る。

名 称	位 置
札幌特別調達局	札幌市
仙台特別調達局	仙台市
横浜特別調達局	横浜市
名古屋特別調達局	名古屋市
京都特別調達局	京都市
大阪特別調達局	大阪市
福岡特別調達局	福岡市

（内部部局）
 第十六條 特別調達局に、左の四部を
 置く。

総務部
 契約部
 技術部
 促進監督部

2 前項に定めるものの外、特別調達
 局の組織の細目は、總理府令で定め
 る。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月一
 日から施行する。

2 特別調達法（昭和二十二年法律
 第七十八号、以下「旧法」という。）
 及び特別調達法施行令（昭和二十
 二年政令第六十六号）は、廃止す
 る。但し、法律（法律に基く命令を
 （別表）

含む。）に別段の定めがある場合を除
 く外、従前の機関並びに役員及び職
 員は、この法律に基く相當の機関及
 び職員となるものとする。

3 前項但書の規定は、職員に定員に
 關する法律の適用に影響を及ぼすも
 のではない。

4 旧法による特別調達所の法人格
 は、この法律施行の日に消滅する。

5 この法律施行の日において特別調
 達所の有する權利義務は、同日にお
 いて、國が承継する。

6 第十六條の規定にかかわらず、当
 分の間、特別調達所の内部部局とし
 て管材部を置くことが出来る。

7 内閣總理大臣は、特別調達所又は
 特別調達所の所掌事務の一部を分掌
 させるため、當分の間、所要の地に
 特別調達所又は特別調達所の連絡事
 務所を設置することが出来る。その
 名称、位置、管轄区域、所掌事務の
 範圍及び内部組織は總理府令で定め
 る。

國家行政組織法の一部を
 改正する法律案

國家行政組織法の一部を改正する法
 律

國家行政組織法（昭和二十三年法律第
 百二十号）の一部を次のように改正す
 る。

第二十七條の次に次の別表を加える。
 （別表）

府、省又は本部	委員 会	應	公 團
總理 府	統計 委員會 公正取引委員會 全國選舉管理委員會 國家公安委員會	宮 內 廳 特別調達所 賠償 廳 行政管理廳	

附 則	外 務 省	法 務 省	大 藏 省	文 部 省	厚 生 省	農 林 省	通 商 産 業 省	運 輸 省	郵 政 省	電 氣 通 信 省	勞 働 省	建 設 省	經濟安定本部
1 この法律中、中央更生保護委員會に關する部分は、昭和二十四年七月一日から、その他の規定は、同年六月一日から施行する。	公職資格試験審査委員會 外國爲替管理委員會	中央更生保護委員會 司法試験管理委員會	証券取引委員會					船員労働委員會			中央労働委員會 公共企業体仲裁委員會 國有鐵道中央調停委員會 專賣公社中央調停委員會 國有鐵道地方調停委員會 專賣公社地方調停委員會		外資委員會
	地方自治廳		國稅廳 造幣廳 印刷廳	酒類配給公團	引揚援護廳	食糧配給公團 肥料配給公團 食糧配給公團 食品配給公團	資源廳 工業技術廳 特許廳 中小企業廳	配炭公團 産業復興公團 貿易公團	海上保安廳 船舶公團	航空保安廳			物價調查廳 價格調整公團

2 昭和二十四年六月三十日まで、

この法律中「食糧配給公團」とあるのは「飼料配給公團」と「食品配給公團」とあるのは「食料品配給公團」と、それそれぞれ読み替へるものとする。

行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

第一條 全國選挙管理委員会法（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「政令の定めるところにより」を削り、同條第三項を削る。

第二條 外國為替管理委員会令（昭和二十四年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、同項中「第二項の」を「事務局に置かれる」に改め、第五項を削り、第六項及び第七項をそれぞれ第三項及び第四項とする。

第三條 日本學術會議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「政令の定めるところにより」を削る。

第四條 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七十一條第一項中「政令の定めるところにより」を削り、同條第二項及び第四項を削る。

第五條 國立光明寮設置法（昭和二十三年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第六條 引揚援護施設設置令（昭和二十三年政令第二百四十四号）の一部を次のように改める。

第十三條の見出しを（職員）に改め、同條第一項を次のように改める。
引揚援護施設に長官の外、次長一人その他所要の職員を置く。

第十四條から第十六條までを次のように改める。

第十五條 次長は、長官を助け、職務を整理する。

第十六條 削除

第七條 農地開發營團の行う農地開發事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第八條 左に掲げる法令は、廃止する。

統計委員会官制（昭和二十一年勅令第六百十九号）
公正取引委員会事務局官制（昭和二十二年政令第三百三十九号）
全國選挙管理委員会事務局令（昭和二十二年政令第三百三十六号）
地方財政委員会事務局令（昭和二十三年政令第三号）
科学技術行政協議会事務局定員令（昭和二十三年政令第三百八十九号）
檢察廳職員定員令（昭和二十二年政令第三十六号）
逓信部内臨時職員設置制（昭和二十二年勅令第九十六号）

労働省設置法施行令（昭和二十二年政令第七十三号）
附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。